

2026 年度  
「河川財団賞」および「河川財団奨励賞」への応募要領

【表彰の目的】

本表彰では、河川基金による助成事業で実施した調査・研究の成果をもとに、河川・流域の視点からの防災・減災の取組みや水資源の利用の合理化、河川環境の保全等に関し、学会等に論文として発表し学術の進歩・発展及び社会貢献に顕著な功績をあげた、あるいは、優れた技術を開発しその実用化により大きく社会に貢献したと認められる研究者等を表彰します。

【表彰の対象】

| 賞の名称    | 対象                     | 副賞(研究奨励金) |
|---------|------------------------|-----------|
| 河川財団賞   | 特に卓越した功績が認められた助成研究者    | 50 万円     |
| 河川財団奨励賞 | 今後の活躍が期待される、優秀な若手助成研究者 | 20 万円     |

※「若手助成研究者」とは、助成年度の年度末（当該年の 3 月 31 日時点）において満 35 歳以下の助成研究者をいう。

※河川財団賞に応募があったもののうち、卓越した功績が認められた助成研究者には、河川財団特別賞（30 万円）を授与することがあります。

【応募資格等】

1. 河川財団賞

（1）学術貢献分野

河川基金による助成事業で実施した調査・研究の成果をもとに、河川・流域の視点から防災・減災の取組み、水資源の利用の合理化、河川環境の保全等に関し、学会等に論文を発表し、学術の進歩・発展及び社会貢献に顕著な功績をあげたと認められる助成研究者を表彰します。

応募資格は、以下の①～③を全て満たす助成研究者とします。

- ① 過去 5 年間（2020 年度（令和 2 年度）から 2024 年度（令和 6 年度））に  
対象となる助成事業が終了した助成研究者。
- ② 助成研究成果報告書を提出済みであること。
- ③ 申請書に記載する査読付論文は、助成研究の成果をもとに、あるいは更に  
発展させ、学会等に発表した一連の論文で、次の条件を全て満たす査  
読付論文であること。（申請書に記載できる論文数は 5 件までとします。）

(応募する時点において、査読が完了し論文誌への掲載が決定していれば、発刊前でも可。)

- 1) 原則として、発刊機関の受付(Received)日が助成研究開始から3ヶ月経過以降であること、又は受理(Accepted)日が助成研究開始から4ヶ月経過以降であること。
- 2) 本財団の助成を受けたことが明記されていること。
- 3) 論文の筆頭著者(first author)あるいは責任著者(corresponding author)若しくは最終著者(last author)が助成研究者であること。

※ 過去に河川財団賞(理事長賞及び河川総合研所長賞を含む)を受賞された方は、表彰の対象外とします。

※ 河川財団賞(学術貢献分野)に応募があったもののうち、学術の進歩・発展に顕著な功績をあげ、今後の社会貢献が期待されると認められる助成研究者に対しては河川財団特別賞を授与することがあります。

※ 過去に河川財団特別賞を受賞された方は、河川財団特別賞及び河川財団奨励賞の対象外とします。

## (2) 技術開発分野

河川基金による助成事業で実施した調査・研究の成果を、河川等の現場での実践を通じて、防災・減災の取組み、水資源の利用の合理化、河川環境の保全等の推進に寄与する技術を開発し、その実用化により大きく社会に貢献したと認められる助成研究者・研究機関を表彰します。

応募資格は、以下の①～⑤を全て満たす助成研究者・研究機関とします。

- ① 過去10年間(2015年度(平成27年度)から2024年度(令和6年度))に対象となる助成事業が終了した助成研究者・研究機関。
- ② 助成研究成果報告書が提出済みであること。
- ③ 助成研究の成果を河川等の現場で実践し開発・実用化した技術(ハード技術のみならず、調査・計測、評価、管理手法等のソフト技術も対象とします)。
- ④ 応募した技術に係る特許権等の問題が生じないこと。
- ⑤ 応募した技術が表彰された際、技術開発の概要等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。

※ 過去に河川財団賞(理事長賞及び河川総合研所長賞を含む)を受賞された方は、表彰の対象外とします。

## 2. 河川財団奨励賞

### (1) 学術貢献分野

河川基金による助成事業で実施した調査・研究の成果をもとに、河川・流域の視点から防災・減災の取組み、水資源の利用の合理化、河川環境の保全等に関し、学会等に論文を発表し、学術の進歩・発展に寄与し、今後の活躍が期待される若手助成研究者を表彰します。

応募資格は、以下の①～③を全て満たす助成研究者

- ① 過去5年間（2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度））に  
対象となる助成研究が終了した助成研究者で、助成が終了した年度の年  
度末（当該年の3月31日時点）において満35歳以下であること。
- ② 助成研究成果報告書を提出済みであること。
- ③ 助成研究成果報告書と関係の深い対外発表で、次の条件を全て満たす査  
読付論文であること。（申請書に記載できる論文数は5件までとします。）  
（応募する時点において、査読が完了し論文誌への掲載が決定していれ  
ば、発刊前でも可。）
  - 1) 原則として、発刊機関の受付(Received)日が助成研究開始から3  
ヶ月経過以降であること、又は受理(Accepted)日が助成研究開始  
から4ヶ月経過以降であること。
  - 2) 本財団の助成を受けたことが明記されていること。
  - 3) 論文の筆頭著者(first author)あるいは責任著者(corresponding  
author)若しくは最終著者(last author)が助成研究者であること。

※ 過去に河川財団賞（理事長賞及び河川総合研所長賞を含む）、河川財団特  
別賞、河川財団奨励賞（理事長奨励賞及び河川総合研所長奨励賞を含む）  
を受賞された方は、河川財団奨励賞の対象外とします。

## 【応募期間】

2025 年（令和 7 年）10 月 1 日～2025 年（令和 7 年）11 月 15 日

## 【応募の方法】

応募は自薦または他薦とします。なお他薦の場合は、あらかじめ対象助成研究者の了解を得てください。河川財団賞および河川財団奨励賞の申請書等（様式のダウンロードは、河川財団HP「お知らせ・募集案内」を参照）に必要事項を記入し、次に示す審査対象書類等を添付して、当財団に E-Mail にて送付してください。（申請先 E-mail アドレス：kikin-toi@kasen.or.jp）

## 【審査対象書類】

### 1. 河川財団賞（学術貢献分野）

- ①申請書（様式 1－1）
- ②提出査読付論文について（様式 1－2）
- ③研究における役割（様式 1－3）
- ④研究業績の概要（図表、写真）（様式 1－4）
- ⑤理由書（様式 1－5）
- ⑥学会等への査読付論文（最大 5 件まで）

### 2. 河川財団賞（技術開発分野）

- ①申請書（様式 2－1）
- ②申請技術の概要（様式 2－2）
- ③技術の実用化について（様式 2－3）
- ④技術開発の概要（図表、写真）（様式 2－4）
- ⑤理由書（様式 2－5）
- ⑥技術開発の概要、および助成研究と開発した技術との関係が分かる資料（論文集、技術雑誌等に掲載・公表されたもの。最大 5 件まで）

### 3. 河川財団奨励賞（学術貢献分野）

- ①申請書（様式 3－1）
- ②提出査読付論文について（様式 3－2）
- ③研究業績の概要（図表、写真）（様式 3－4）
- ④理由書（様式 3－5）
- ⑤学会等への査読付論文（最大 5 件まで）

※ 学術貢献分野へ応募する時点において、提出査読付論文が発刊前のものについては、掲載が決定したことを示す書類も添付してください。

※ 提出された研究業績あるいは技術開発の概要の資料、図表、写真等は、審査および選考の資料とするとともに、表彰された際、当財団の刊行物やホームページなどの原稿として使用ができるものとします。

**【審査および選考】**

外部有識者による研究成果表彰委員会にて審査及び選考を行います。

**【表彰】**

後日表彰式を開催し、賞状及び副賞（研究奨励金）を授与します。

**【表彰者の公開】**

財団のホームページや、基金便り、財団ニュース等の刊行物に掲載します。

**【お問合せ先】**

公益財団法人 河川財団 基金事業部 福濱、益田

① E-mail アドレス：[kikin-toi@kasen.or.jp](mailto:kikin-toi@kasen.or.jp)

② 電 話：03-5847-8303

9:15～12:00、13:00～17:30（土曜・日曜・祭日を除く）